

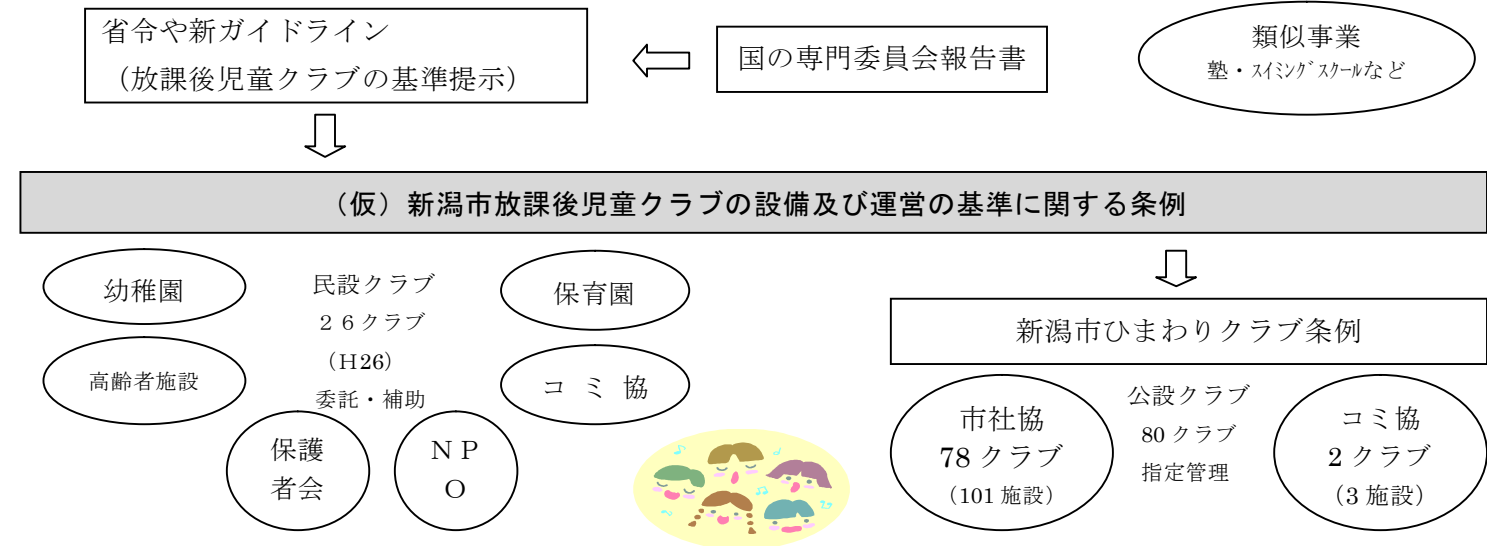
「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」と新潟市の現状と方向性について

平成24年8月の子ども・子育て関連3法の成立により、放課後児童クラブの設備及び運営について、厚生労働省で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされた。このため、昨年5月厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」が設置され、全7回の審議のうえ、平成25年12月25日に報告書がまとめられた。それを受け、平成26年4月30日に公布された省令は下記の通りである。（※資料1全文）

【基準の区分の詳細】

「地方分権改革推進計画について」（平成21年12月15日閣議決定）において以下の通り定義された。  
 「従うべき基準」条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない基準。  
 「参酌すべき基準」地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準。

【条例の位置づけ（図解）】



条 項	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 （平成26年厚生労働省令第63号）	（仮）新潟市放課後児童クラブの設備及び運営の基準に関する条例 ※省令との変更（案）のみ記載	新潟市の現状	検討の視点と第4回部会までの委員の主な意見
<p>【参酌すべき】</p> <p>第四条 最低基準と放課後児童健全育成事業者</p> <p>第五条 放課後児童健全育成事業者の一般原則</p>	<p>（最低基準と放課後児童健全育成事業者）</p> <p>第四条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p>2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、<b>最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</b></p> <p>（放課後児童健全育成事業者の一般原則）</p> <p>第五条 放課後児童健全育成事業者における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、<b>当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</b></p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>3 <b>放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</b></p> <p>4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p>	<p>■考え方</p> <p>第四条 第五条 省令と同様とする</p> <p>最低基準に合わせて、現行より運営を低下させてはならないことを条例に定める。</p> <p>地域や学校との連携は極めて重要であり、条例に反映が必要。</p>	<p>○公設クラブ（ひまわりクラブ） 「非常災害対策」「虐待等の禁止」「秘密の保持に関すること」、「保護者、小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」指定管理者業務仕様書や協定書にて規定。</p> <p>社協作成のマニュアルに「ひまわりクラブの危機管理」や「ひまわりクラブ指導員行動規範」（※第2回資料3）がある。</p> <p>○民設クラブ 委託契約書や補助金交付要綱等によりひまわりクラブと同等の内容を実施するように求めている。</p>	<p>&lt;これまで論点7&gt; 安全管理の基準についてどのように考えるか。                  &lt;委員の主な意見&gt;                  ・地域の子どもは地域が積極的に学校と関わり、育てていきたい。                  ・地域の中の児童クラブという位置づけであるので、地域や学校との連携は極めて重要。国が示すであろう地域や学校との連携の項目も条例に反映していく必要がある。                  ・市の指定管理者が変わっても、基準が変わらないよう、必要な部分は条例で定める必要がある</p> <p>※参考「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」（一般財団法人こども未来財団）</p> <p>■放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▷子どもがすすんで放課後児童クラブに通い続けられるような環境の整備と、保護者・放課後児童指導員の連携による支援がある。</li> <li>▷信頼できる大人（放課後児童指導員）がいて、子どもが安心して過ごせている。</li> <li>▷子どもが放課後児童クラブの場を自分たちの遊び・生活の場として実感でき、生活時間の区切りや活動の予測などに見通しを持って過ごせている。</li> <li>▷子どもが放課後を過ごすために必要とされる、休息や健康への配慮がある。</li> <li>▷子どもが放課後の時間を過ごすために必要なおやつを提供がある。</li> <li>▷子どもの発達に即した遊びと活動ができるように、環境の整備と支援がある。</li> <li>▷子どもが放課後児童クラブで安全に過ごすことができるような環境の整備と支援がある。</li> <li>▷子どもが養育環境や発達面などで固有の援助を必要としている場合に、援助が適切に行われている。</li> </ul>

条 項	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (平成26年厚生労働省令第63号)	(仮)新潟市放課後児童クラブの 設備及び運営の基準に関する条例 ※省令との変更(案)のみ記載	新潟市の現状	検討の視点と第4回部会までの 委員の主な意見
<p>【参酌すべき】</p> <p>第六条 放課後児童健全育成事業者と非常災害対策</p> <p>第七条 放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件</p> <p>第八条 放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等</p>	<p>(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)</p> <p>第六条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 前項の訓練のうち、<u>避難及び消火に対する訓練は、定期的</u><u>にこれを行わなければならない。</u></p> <div data-bbox="655 527 1101 648" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>[先回省令案時] 毎月1回はこれを行わなければならない。</p> </div> <p>(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)</p> <p>第七条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第八条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>第六条</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会、利用者の通学する小学校等関係機関と非常災害時における連携及び協力関係を構築するように努めなければならない。</p> <p>4 放課後児童健全育成事業者は、非常災害に対する具体的な計画を放課後児童健全育成事業者の職員及び利用者の保護者に周知しなければならない。</p> <div data-bbox="1130 617 1620 1348" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■考え方</p> <p>第六条 第3項・第4項を加える [新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第77号)より引用]</p> <p>非常災害対策において、地域社会や小学校との連携や指導員、保護者への周知を明記する。</p> <p>第七条 第八条 省令と同様とする</p> <p>条例に定めるとともに、市と市社協との連携のもと、職員の知識や技能の向上の機会を提供し、放課後児童健全育成事業者に職員に対する基準内容を周知していく。</p> </div>	<p>○公設クラブ(ひまわりクラブ) (再掲)</p> <p>「非常災害対策」「虐待等の禁止」「秘密の保持に関すること」、「保護者、小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」</p> <p>指定管理者業務仕様書や協定書にて規定。</p> <p>避難訓練については年1回以上を目標とさせ、市社協はクラブごとに年2回実施してきた。</p> <p>平成26年度より コミ協運営の2クラブや民設のクラブに対し、市と社会福祉協議会が連携し、クラブへの助言や指導員に対する研修を行っていく。 (国補助基準額年額 870,000円×1/3)</p>	<p>&lt;委員の主な意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導員への必要な研修は市としても行っていくべきである。</li> <li>・専門的な知識や能力、技術の向上ができるような研修を必須とすべき。</li> <li>・資格要件のない臨時職員に対し、「危機管理・守秘義務の講習会を受ける」など放課後児童クラブ従事者として新潟市独自の資格を設定してもよいのではないか。</li> <li>・定期的な避難訓練、研修、指導員の一定レベルの状態を保つことが必要。</li> </ul>

条 項	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (平成26年厚生労働省令第63号)	(仮)新潟市放課後児童クラブの 設備及び運営の基準に関する条例 ※省令との変更(案)のみ記載	新潟市の現状	検討の視点と第4回部会までの 委員の主な意見																
<p>【参酌すべき】</p> <p>第九条 設備の基準</p>	<p>(設備の基準)</p> <p>第九条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 専用区画の面積は、<u>児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。</u></p> <p>3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p>	<p>■考え方</p> <p>第九条 省令と同様とする</p> <p>児童1人あたりおおむね1.65㎡以上を確保することを基本とした上で、今後着実に質の改善に向けた努力を積み重ねていく。</p>	<p>「H19 放課後児童クラブガイドライン」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースの確保</li> <li>1人あたり1.65㎡以上</li> <li>静養スペースの確保</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1647 556 2077 850"> <thead> <tr> <th></th> <th>1.65㎡未満</th> <th>1.65㎡以上</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひまわり</td> <td>7 7%</td> <td>95 93%</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>民 設</td> <td>4 18%</td> <td>18 82%</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>11 9%</td> <td>113 91%</td> <td>124</td> </tr> </tbody> </table> <p>○1人あたり面積別施設数 (H25.5現在)</p> <p>○1.65㎡未満の放課後児童クラブ □公設クラブ(ひまわりクラブ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下山 (H26整備解消予定)</li> <li>竹尾 (H26整備解消予定)</li> <li>新潟 (H26整備解消予定)</li> <li>女池 (H26整備解消予定)</li> <li>浜浦 (H26整備解消予定)</li> <li>小須戸 (H26整備解消予定)</li> <li>西内野 (H25整備終了)</li> </ul> <p>制度改正による 「新潟市施設整備方針」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>小学校空き教室の利用(ひまわりとして整備)</li> <li>小学校敷地内に整備</li> <li>放課後、児童下校後の特別教室などの暫定利用</li> <li>小学校の近隣公共施設内あるいは民有地に整備</li> </ol> <p>※1.2.4は従来の整備手法</p>		1.65㎡未満	1.65㎡以上	合計	ひまわり	7 7%	95 93%	102	民 設	4 18%	18 82%	22	合 計	11 9%	113 91%	124	<p>&lt;これまでの論点4&gt; 専用室・専用スペースについてどう考えるか。 基準に定める1人あたり面積について。</p> <p>&lt;委員の主な意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高学年受入れに際し、人数の溢れているクラブの施設整備について、早めに手を打つべきである。</li> <li>大きな子がいると動く範囲が広い。施設確保が懸案材料。</li> <li>適正な児童の規模やスペースを確保した時に待機児童を出さないことができるか懸念される。</li> <li>施設の規模に子どもを合わせるのではなく、子どものニーズに環境の方を合わせていく視点を持つことが必要。</li> <li>きちんと生活するスペースや静養するスペースを確保してあげないと、子どもたちが安心して過ごせる場所や、魅力がある場所にならない。</li> <li>高学年、特に女子の受入れにはトイレ等設備面の配慮が必要。</li> <li>魅力ある放課後児童クラブづくりが必要。</li> <li>「1人あたり1.65㎡」という基準で、児童が活動するスペースとしての面積が保たれるのか、静養スペースがきちんと確保されるのか、見えてこない。</li> <li>女子児童に配慮した施設整備(トイレや着替えスペース等)や静養スペースの確保が必要。</li> <li>1人あたりの大きさをきっちり決めると、施設整備が難しくなる。ニーズ調査は将来的な施設整備に活かすものと思われる。</li> <li>小学校教室等内の暫定利用は、学校教育サイドとのすり合わせはできているか。子どもの数が多い地域は空き教室もない。お互いの歩み寄りが必要と思われる。</li> <li>学校と地域が連携を密にしていると、地域が学校内スペースの確保をしやすい。</li> <li>障がい児の受入れに際し、クールダウンするスペースが必要。</li> <li>狭い環境のクラブは早急な対応が必要。ふれあいスクールと連携し、ふれあいの時間は広い空間を確保していく。</li> <li>子どもたちが健全に育つということが確保される施設やスペースや専用室になりうるのかどうかという視点で基準を決める必要がある。</li> <li>付帯する設備、備品といったスペースを含めての1人あたり1.65㎡という捉え方で良いのか。付帯設備が充実すると子どもの利用する面積が減ってしまう。</li> <li>運用の規則として、一時的に利用する子どもたちなど、人数の捉え方を上手くみていけば広さが確保できる。</li> <li>子どもの成長に必要な広さ、スペースを確保しなければならない。</li> <li>民設クラブの施設整備を補助する必要がある。</li> <li>スペース確保の問題など、27年度からは実際の検証も必要だろう。</li> </ul>
	1.65㎡未満	1.65㎡以上	合計																	
ひまわり	7 7%	95 93%	102																	
民 設	4 18%	18 82%	22																	
合 計	11 9%	113 91%	124																	

条 項	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (平成26年厚生労働省令第63号)	(仮)新潟市放課後児童クラブの 設備及び運営の基準に関する条例 ※省令との変更(案)のみ記載	新潟市の現状	検討の視点と第4回部会までの 委員の主な意見
<p>【従うべき】 (第4項を除く)</p> <p>第十条 職員</p> <p>附則 職員の経過措置</p> <p>平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p> <p>〔先回省令案時〕 現に業務に従事している放課後児童支援員に相当する者は、第十条の規定にかかわらず、平成三十二年三月三十一日までの間は従事できる。</p> <p>※研修科目・内容については、平成26年夏をめどに提示予定。</p>	<p>(職員)</p> <p>第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。)をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>一 保育士の資格を有する者</p> <p>二 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したものの</p> <p>四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>九 高等学校卒業等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの</p> <p>4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。</p>	<p>■考え方</p> <p>第十条 省令と同様とする</p> <p>小規模クラブ、民設クラブ、地域の人材の活用に配慮し、条例には必要とする員数を定める。</p>	<p>○公設クラブ(ひまわりクラブ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正規指導員 教諭(幼稚園、小・中学校、高校)、保育士、社会福祉士、児童厚生員のいずれかの免許・資格を有するもの(ただし、児童厚生員資格のみの正規指導員は、現状として、「児童の遊びを指導する者」の4号要件(高卒等の者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの)に該当している。)</li> <li>・臨時指導員 資格要件なし</li> <li>・研修について 社協独自の研修受講の他、県主催の研修などに積極的に参加。</li> </ul> <p>○民設クラブ(全22クラブ) 無資格者のみ 2クラブ 県主催の研修などはその都度市から各クラブへ案内。</p> <div data-bbox="1647 966 2077 1134" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「H19放課後児童クラブガイドライン」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。</li> </ul> </div> <p>○公設クラブ(ひまわりクラブ) 各クラブに正規指導員(有資格)を2名配置。 児童数に応じ臨時指導員を加配。 45人以上 臨時指導員を1人加配。 65人以上 臨時指導員を2人加配。 (以降、同様に児童20人単位で臨時指導員を1人加配) 障がい児受入れに際し、必要に応じて加配。</p> <p>○民設クラブ(全22クラブ) 指導員1人:1クラブ (児童数12人・保育園が経営・有資格者) 他は指導員2人以上。</p>	<p>&lt;これまで論点1&gt; 資格についてどのように考えるか。</p> <p>&lt;委員の主な意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導員のケアも今後非常に大事になっていくと思われる。</li> <li>・様々な障がいの専門的知識を持つ指導員の配置が必要。</li> <li>・国の報告に「地域の人材が積極的に関わってもらうことにも意義がある」という記載があるが、市としてどのように取り入れていくか。</li> <li>・臨時職員に対しても、研修した後に配置する等、条例でなくても、一程度の内規を定めることが望ましい。</li> <li>・資格要件のない臨時職員に対し、「危機管理・守秘義務の講習会を受ける」など放課後児童クラブ従事者として新潟市独自の資格を設定してもよいのではないかと。(再掲)</li> </ul> <p>&lt;これまで論点2&gt; 具体的な員数についてどのように考えるか。</p> <p>&lt;委員の主な意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高学年受入れや障がい児の対応など、指導員の員数が足りるか心配。</li> <li>・現在公設クラブは有資格者を2人配置している。有資格者2人と明記する必要があるのではないかと。</li> <li>・指導員1人当たりの児童数も明文化が必要ではないかと。</li> <li>・障がい児は、一人ひとり違う。受入れに対しての職員配置は、条例によらずとも個別の対応ができるようすべき。</li> <li>・土曜開所や時間延長をして、人材確保はできるのか。スタッフが集まらずに運営するのはリスクがある。</li> <li>・小規模クラブについても全て複数配置が必要で、専任職員1人と兼任職員でも可とするという国の報告であると理解している。</li> <li>・児童数が多くなれば、正規資格を持った支援員が多数必要となってくる。有資格者は、退職された教職員などが採用できるよう、定年の基準は、設けることはしなくていいと思う。</li> <li>・新潟市の現況のひまわりクラブよりも、職員の配置基準が良くなっている。この通り確保できるかということが課題。</li> <li>・子どもの育ちを考えるとある程度のレベルの人材確保が必要。</li> <li>・新潟市独自で指導員を育成し、指導員不足を解消できる仕組みが必要ではないかと。</li> </ul>



条 項	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (平成26年厚生労働省令第63号)	(仮)新潟市放課後児童クラブの 設備及び運営の基準に関する条例 ※省令との変更(案)のみ記載	新潟市の現状	検討の視点と第4回部会までの 委員の主な意見																				
<p>【従うべき】</p> <p>第十条 職員</p> <p>【先回省令案時】 ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。</p> <p>【参酌すべき】</p> <p>第十条 第4項 職員(再掲)</p>	<p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、<u>利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(職員) (再掲) 第十条 4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、<u>一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。</u></p>	<p>■考え方 第十条第5項 省令と同様とする</p> <p>小規模クラブのみ、専ら当該支援の提供に当たる者以外の者を認める。</p> <p>■考え方 第十条第4項 省令と同様とする</p> <p>おおむね40人以下を適当とし、41人以上登録児童がいる施設が81施設(全体の65%)あることを考慮し、集団に分けて対応することとする。 「児童数」については、高学年受入れ後は、一時的に利用する児童(塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち何日かを利用することを前提に申込みをした児童)が増加すると予想されるため、毎日利用する児童の人数に一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉える。※算定方法は国に準じることとする。</p>	<p>○20人未満のクラブ (H26.4現在) 公設 5施設/104施設 民設 6施設/24施設</p> <p>「H19放課後児童クラブガイドライン」 ・おおむね40人程度まで ・最大70人まで</p> <p>○放課後児童クラブ登録児童数別施設数</p> <table border="1" data-bbox="1647 724 2077 945"> <tr> <td></td> <td>40人まで</td> <td>41人以上</td> <td>71人以上</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>ひまわり</td> <td>29</td> <td>48</td> <td>25</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>民設</td> <td>14</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>43</td> <td>52</td> <td>29</td> <td>124</td> </tr> </table> <p>(H25.5現在)</p> <p>○ひまわりクラブ出席率(H24年度) 登録児童に対し、 平日 74.9% 土曜日 15.6%</p>		40人まで	41人以上	71人以上	合計	ひまわり	29	48	25	102	民設	14	4	4	22	合計	43	52	29	124	<p>&lt;これまで論点3&gt; 児童の「集団の規模」をどのように考えるか。 「児童数」をどのように考えるか。 &lt;委員の主な意見&gt; ・適正な児童の規模やスペースを確保した時に待機児童を出さないことができるか懸念される。 ・運用の規則として、一時的に利用する子どもたちなど、人数の捉え方を上手くみていけば広さが確保できる。(再掲)</p>
	40人まで	41人以上	71人以上	合計																				
ひまわり	29	48	25	102																				
民設	14	4	4	22																				
合計	43	52	29	124																				
<p>【参酌すべき】</p> <p>第十一条 児童を平等に取り扱う原則</p> <p>第十二条 虐待等の禁止</p> <p>第十三条 衛生管理等</p>	<p>(利用者を平等に取り扱う原則) 第十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止) 第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(衛生管理等) 第十三条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>■考え方 第十一条 第十二条 第十三条 省令と同様とする</p> <p>児童が安全に健やかに過ごすために、児童への暴力や不公平な取扱いがないよう必要な基準を条例に定める。</p>	<p>(再掲) ○公設クラブ(ひまわりクラブ) 「非常災害対策」「虐待等の禁止」「秘密の保持に関すること」、「保護者、小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」 指定管理者業務仕様書や協定書にて規定。 社協作成のマニュアルに「ひまわりクラブの危機管理」や「ひまわりクラブ指導員行動規範」(※第2回資料3)がある。 感染症や食物アレルギーに対する対応については「ひまわりクラブ保健衛生マニュアル」がある。</p> <p>○民設クラブ 委託契約書や補助金交付要綱等によりひまわりクラブと同等の内容を実施するように求めている。</p>	<p>&lt;これまで論点7&gt;(再掲) 安全管理の基準についてどのように考えるか。 &lt;委員の主な意見&gt; ・市の指定管理者が変わっても、基準が変わらないよう、必要な部分は条例で定める必要がある</p> <p>児童福祉法 第33条の10 (省略) 1 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 2 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 3 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 4 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>																				

条 項	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (平成26年厚生労働省令第63号)	(仮)新潟市放課後児童クラブの 設備及び運営の基準に関する条例 ※省令との変更(案)のみ記載	新潟市の現状	検討の視点と第4回部会までの 委員の主な意見
<p>【参酌すべき】</p> <p>第十四条 運営規定</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第十四条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 開所している日及び時間</p> <p>四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額</p> <p><b>五 利用定員</b></p> <p>六 通常の事業の実施地域</p> <p>七 事業の利用に当たっての留意事項</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p> <p>十 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十一 その他事業の運営に関する重要事項</p>	<p>■考え方 第十四条 省令と同様とする</p> <p>専用区画の面積における、第9条第2項を満たす定員を把握することが必要と考える。</p>	<p>(再掲)</p> <p>○公設クラブ(ひまわりクラブ) 「非常災害対策」「虐待等の禁止」「秘密の保持に関すること」、「保護者、小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」 指定管理者業務仕様書や協定書にて規定。 ※定員については定めなし。 待機を出さずに受入れ。</p> <p>○民設クラブ 委託契約書や補助金交付要綱等によりひまわりクラブと同等の内容を実施するように求めている。 ※定員については、ガイドラインを示しつつ、各事業者の判断に委ねる。</p>	<p>&lt;委員の主な意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用定員が設けられ入会基準がきつくなると、待機児童がでる恐れがあり、不適切な利用申し込みが懸念される。柔軟な対応をして欲しい。</li> <li>・利用定員を設定するとメリットとデメリットがある。待機児童ゼロありきでいくと、子どもの環境に問題が出てくる。</li> </ul>
<p>【参酌すべき】</p> <p>第十五条 放課後児童健全育成事業者が備える帳簿</p> <p>第十六条 秘密保持等</p> <p>第十七条 苦情への対応</p>	<p>(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)</p> <p>第十五条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第十六条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(苦情への対応)</p> <p>第十七条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p>	<p>■考え方 第十五条 省令と同様とする</p> <p>第十六条 字句を加える [新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第77号)より引用]</p> <p>職員の守秘義務は、退職後も継続されることを明記する。</p> <p>第十七条 省令と同様とする</p> <p>利用者の苦情対応の体制整備のために、条例に定める。</p>	<p>○公設クラブ(ひまわりクラブ) 市への月例報告あり (委託費執行状況、児童数、職員数等)</p> <p>市社協の苦情解決制度実施要綱あり。 第三者委員の設置あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市社協運営 新潟医療福祉大学教授 身体障がい者授産施設所長</li> <li>・地域コミュニティ運営 新潟県立大学教授 NPO法人まちづくり学校講師</li> </ul> <p>○民設クラブ 児童数や開所日数について月例報告あり。 4月に前年度の収支及び児童の利用状況等について報告あり。</p> <p>「H19 放課後児童クラブガイドライン」 (1) 要望や苦情を受け付ける窓口を子どもや保護者に周知するとともに、要望や苦情への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図ること。 (2) 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしくみを構築すること。</p>	<p>&lt;委員の主な意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の社会福祉事業と同じように、放課後児童健全育成事業も基準に定め、体制を組んで、利用者への苦情対応をきちんと担保していきることが必要だろう。</li> </ul> <p>社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会</p> <p><b>県福祉サービス運営適正化委員会</b> 新潟市中央区上所2丁目2番2号 新潟ユニゾンプラザ3F</p> <p>中立・公正な立場の福祉、法律、医療の専門家で構成され、利用者等からの申し出により、福祉サービスの苦情が適切に解決されるよう、必要な相談や事情調査、助言、あっせんなどを行っている。</p>

条 項	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (平成26年厚生労働省令第63号)	(仮)新潟市放課後児童クラブの 設備及び運営の基準に関する条例 ※省令との変更(案)のみ記載	新潟市の現状	検討の視点と第4回部会までの 委員の主な意見
<p>【参酌すべき】</p> <p>第十八条 開所時間及び日数</p> <p>第十九条 保護者との連絡</p>	<p>(開所時間及び日数)</p> <p>第十八条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間</p> <p>二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき二百五十日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>(保護者との連絡)</p> <p>第十九条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>	<p>■考え方</p> <p>第十八条</p> <p>第十九条</p> <p>省令と同様とする</p> <p>平日1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする。</p> <p>開所日数は、年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする。</p>	<p>○公設クラブ(ひまわりクラブ) 平常授業期間 放課後～午後6時30分 土曜・臨時休校・長期休業期間 午前8時～午後6時30分</p> <p>○民設クラブ(全22クラブ) ・ひまわりクラブより短い開所 午後6時まで：8クラブ ・ひまわりクラブより長い開所 (休業日) 午前7時30分から：4クラブ 午後7時まで：8クラブ</p> <p>○公設クラブ(ひまわりクラブ) 開所日数294日 (平成25年度予定)</p> <p>○民設クラブ(全22クラブ) 土曜閉所：4クラブ (開所日数250日未満)</p> <p>【ニーズ調査結果】</p> <p>土曜日 希望しない (通常利用希望者のうち) 未就学：49.5% 低学年：51.3% 高学年：51.7%</p> <p>日曜・祝日 希望しない (通常利用希望者のうち) 未就学：80.1% 低学年：76.1% 高学年：69.9%</p>	<p>&lt;これまで論点6&gt; 開所時間についてどのように定めるか。</p> <p>&lt;委員の主な意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童の健全育成と仕事と子育てを両立する保護者の支援のバランスを考え、安易な時間延長にならないよう慎重に検討しなければならない。</li> <li>時間延長のニーズが本来どういうものなのか、よく分析し、単に楽だから、安心だからということではなく、家庭としての教育の時間も持てることを配慮したうえでの開所時間としていかなければならない。</li> <li>「生活の場」という面を強調しすぎ、保護者側の視点にだけたった開所時間とせず、家庭で子どもと過ごす時間とのバランスを深く追求することが必要。</li> <li>保育園の閉所時間との30分差は大きい。保育園並の開所時間は必要。安易な延長利用にならないよう、延長料金の設定や理由書の提出等も併せて検討していく必要がある。</li> <li>子どもの育ちの視点で考えると、時間延長した時に、ある程度のレベルを維持した人材が確保できるのか懸念される。</li> <li>就労を保障することが一番優先なのだという論理となり、保護者の全てのニーズを満たすことが必ずしも良いこととは言えない。子どもと保護者の関係が希薄となり、子どもの育ちに影響がある。</li> <li>時間延長には、帰宅時の子どもの安全への配慮も必要となってくる。</li> </ul> <p>&lt;これまで論点5&gt; 開所日数についてどのように定めるか。</p> <p>&lt;委員の主な意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土曜開所や時間延長をして、人材確保はできるのか。スタッフが集まらずに運営するのはリスクがある。(再掲)</li> </ul>
<p>【参酌すべき】</p> <p>第二十条 関係機関との連携</p> <p>第二十一条 事故発生時の対応</p>	<p>(関係機関との連携)</p> <p>第二十条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第二十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>第二十条</p> <p>放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関並びに必要に応じ児童相談所、児童委員その他の関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p> <p>■考え方</p> <p>第二十条</p> <p>字句を加える</p> <p>必要に応じ、児童相談所や児童委員等との連携についても明記する。</p> <p>第二十一条</p> <p>省令と同様とする</p>	<p>ふれあいスクール開設校において、各校の実情に合わせた連携を実施。</p> <p>(H25年度62校/113校開設)</p> <p>児童館内クラブ：3クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・亀田東ひまわり 第1 (亀田東児童館内)</li> <li>・白根ひまわり 第1 (白根児童センター内)</li> <li>・青山児童クラブ (有明児童センター内)</li> </ul>	<p>&lt;これまで論点11&gt; 放課後児童クラブと放課後子ども教室(ふれあいスクール)や児童館との連携についてどのように考えるか。</p> <p>&lt;委員の主な意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあいスクールと放課後児童クラブとは両者が独立して、良いところを活かしつつ連携していく必要がある。</li> <li>ふれあいスクールなど地域で関われることは関わり、いろいろな体験を共有しながら子どもたちを育てていきたい。</li> <li>ふれあいスクールや児童館、地域の子が使える社会資源を活かし、各々が機能を果たしたうえで、連携していくべき。</li> <li>狭い環境のクラブは早急な対応が必要。ふれあいスクールと連携し、ふれあいの時間は広い空間を確保していく。(再掲)</li> </ul>